

# 平成29年12月定例総会

平成29年12月6日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成29年度第9回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成29年12月6日(水) 午後3時30分から5時00分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (12人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橘	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)

議案第2号 非農地証明の審議について(1件)

議案第3号 農振農用地の除外について

議案第4号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

事務局長補佐兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局係長兼農業係長	濱田	三幸
事務局員兼農林水産課主幹	中山	真寿美

7.会議の概要

平成29年12月6日

議長(安田会長) | それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、12月定例総会を開催致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。  
本日は遅刻・欠席ともにありません。

事務局より一言お願いします。

事務局(上  
田)

産業祭では農業者年金のPRを行いました。

議長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)
- 議案第2号 非農地証明の審議について(1件)
- 議案第3号 農振農用地の除外について
- 議案第4号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、2番 岡崎委員、 3番 横山委員  
の2名を指名致します。

最初に、農地法第3条の規定による許可の審議について(2件)を議題といた  
します。申請番号3につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局(濱  
田)

まず申請番号3について、ご説明します。(議案書に沿って説明)。

1 ページをご覧ください。譲渡人・譲受人の氏名・住所は記載のとおり  
です。事由は売買、担当委員は橘委員です。土地の所在は三崎、地目は  
田の2筆です。面積は記載のとおりで2筆ですが1枚の田として使って  
います。売買価格は70万円です。農地法第3条第2項関係、土地の利  
用状況は、譲受人は田が6,000㎡、樹園地16,830㎡と今回の  
分を合わせて24,217㎡となり、土佐清水市の下限面積30アール  
を越えます。農作業従事日数は253日、農機具の保有台数は記載のと  
おりです。

3・4ページが現地の写真です。竜串の市営住宅から平ノ段に入ると  
ころです。先ほど申しましたように2筆に分かれています、一つの田  
として耕作しています。

2ページの調査書をご覧ください。全部効率利用ですが、譲受人の農地  
は全て耕作されています。保有農機具の能力も十分で、農作業にに従事  
する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用  
できることと見込まれます。次の法人・信託も適用なし。農作業を行う

日数については十分です。耕作の下限面積も超えています。次の転貸にも当たりません。地域との調和ですが、申請地は区画されている農地で、周辺は水稻を作っており、譲受人も水稻耕作を考えています。近隣農地支障は生じないものと考えます。現地調査は橘委員に行ってもらいました。

以上、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可用件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 　ただ今の説明に関して、橘委員より補足説明がありましたらお願いします。

7番橘委員 　先日現地に行って来ました。旧珊瑚博物館の前から入り「オレンジ」の果樹園の下になります。

議長 　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、申請番号3について、をお諮りします。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。**

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

次の申請番号4につきましては、私が譲受人の関係者になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により審議開始から終了まで退席をします。

(議長は、一時退席。)  
(職務代理者、8番上野委員が議長席へ)

議長（上野職務代理者） 　審議を続けます。申請番号4につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局(中山) 　次に申請番号4について、ご説明します。(議案書に沿って説明)。5ページをご覧ください。譲渡人・譲受人の住所・氏名は記載のとおりで

す。事由は売買、担当委員は中山委員にお願いしました。土地の所在は大岐。地目は田。面積は836㎡です。売買価格は292,600円です。譲受人の土地利用状況は記載のとおりです。農作業従事日数252日、農機具の保有状況は記載のとおりです。

位置図については、7ページをご覧ください。場所は清水方面から行く大岐に入る大きな右カーブの反対側になります。やや不定型な長方形の土地です。

6ページをご覧ください。調査書になります。全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有農機具の能力も十分で、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できることと見込まれます。次の法人・信託も適用なし。農作業を行う日数については十分です。耕作の下限面積も超えています。次の転貸にも当たりません。地域との調和ですが、申請地の周辺は水稲を作っており、譲受人も水稲耕作を考えています。地域の防除基準に従い営農をする予定のため、近隣農地支障は生じないものと考えています。現地調査は中山委員に行ってもらいました。

以上、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今の説明に関して、中山委員より補足説明がありましたらお願いします。

12番  
中山委員 　　特にありません。山に囲まれています。問題はありません。

議長 　　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

6番  
山本委員 　　来る途中見てきましたが、何年か作っていないのですか。

12番  
中山委員 　　数年は作ってないです。

3番  
横山委員 　　このような若い人が農地を増やすことはいいことだと思います。

議長 　　他にありませんか。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、申請番号4**をお諮りします。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

これで、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、安田会長の入室を求め、また議長をお願いします。

(安田会長入室、議長席に着席)

議長 (安田会長)

引き続きまして審議を進めます。

**議案第2号 非農地証明の審議について(1件)** を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局(濱田)

**議案第2号 非農地証明の審議について(1件)** について、ご説明致します。

**申請番号18**です。(議案書に沿って説明)。

8ページをご覧ください。所有者は県外の方で場所は貝ノ川です。議案書に記載のとおり2筆、地目は畑。1433番につきましては墓地もあります。面積は記載の通りです。担当委員は上野委員です。申請地は戦前、祖父の代に転出してから耕作放棄地となり、雑木・竹が繁茂し現在にいたっています。墓地については墓じまいしています。場所は写真をご覧ください。清水方面から言うと、国道を右に入った所です。9. 10ページの詳細写真もご覧ください。

以上、非農地が妥当と認めますが、ご審議をよろしく願います。

議長

ただ今の説明に関して、担当の上野委員より補足説明がありましたら願います。

8番  
上野委員

11月27日に現地に行きました。この写真のとおり非農地化しています。

議長

以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第2号 非農地証明の審議について(1件)、をお諮りします。  
申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は、非農地証明書を発行することと  
します。

審議を進めます。

議案第3号 農振農用地の除外について を議題といたします。

まず整理番号10. 11. 12を先に審議します。

11番委員が関係者になっていきますので、農業委員会等に関する法律第24条  
「議事参与の制限」の規定により審議開始から終了まで退席を求めます。

(11番委員、一時退席。)

農業係より説明を求めます。

農業係(濱  
田)

今回の除外につきましては、別冊でつけさせていただきます。

議案第3号 農振農用地の除外についてについて、整理番号10. 11.  
12について、ご説明致します。

(議案書に沿って説明)。

場所は下益野の3筆で地目は田、現況は山林です。面積は記載のとおりで  
す。名義人も記載のとおりです。

除外申し出の内容ですが、昭和45年ころまで水稻栽培を行っていた  
が、機械化や、ほ場整備が進んできたことから、作業の効率を考えて耕  
作放棄地となってしまった。最近山に入る人もなく、道も草が茂って  
いる状況なので、当然借り手もなく、自身も高齢のため、今後の復旧も  
見込めず除外後は現況どおり非農地申請をおこなう予定です。

下に位置図があります。航空自衛隊の周辺の土地です。公図も付けていま  
す。自衛隊の西側の土地は14ページをご覧ください。左上の写真の道は赤線  
で、その横のコンクリート柱が自衛隊との境となります。また水と書いたところは  
平成13年豪雨の影響で土砂がたまり、現在では人が一人通れるくらいまで狭  
くなり、農機具は通せません。

次に北側の2筆ですが、現地確認で草木を切りながら行きました。1  
4ページの下の写真のとおりとなっています。

以上、ご審議をよろしく願います。

議長

以上で担当係の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてか  
ら質問をお願いします。

- ・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第3号 農振農用地の除外について、整理番号10. 11. 12をお諮りします。**

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、除外について異議なしと回答することとします。

これで、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、11番委員の入室を求めます。

(11番委員、着席)

引き続き担当係からの説明を求めます。

農業係(濱田)

**議案第3号 農振農用地の除外について、整理番号1～9についてご説明致します。**

(議案書に沿って説明)。

場所は宗呂松山の9筆、地目は畑です。面積は記載のとおりです。名義人も記載のとおりです。

除外申し出の内容は、所有者は平成25年まで畜産業(肉用牛)を営んでおり、申請地の一部は主に放牧地として利用してきたが、廃業後は後継者もなく、今後採草放牧地としての活用は見込まれない。大部分が山林化している現状から耕作農地としての復旧も困難と思われ、除外後は現況に合わせ非農地申請を行います。

次のページに松山地区の航空写真があります。下に太陽光発電が見えています。その上には畜舎跡があります。この写真を見るとほとんどが山林化しています。土地の位置関係はこのようになっています。

次のページから公図を付けています。公図の次には現地の詳細写真を付けています。10ページの4352番、左上の電柱が立っているところが山の尾根になります。11ページの上2つの向こう側に名義人の自宅があります。

以上、非農地の基準に照らし合わせて、除外が妥当と思われれます。

農業係(中山)

次に**整理番号、13～15**について ご説明致します。

(議案書に沿って説明)。

場所は立石の3筆になります。地目は畑、現況は原野となっています。面積は記載のとおりです。名義人も記載のとおりです。

除外申し出の内容は、昭和60年頃より耕作放棄となり現在に至って

る。雑草、灌木が覆い茂り、機械の進入路もなく、所有者は市外在住で耕作の意思もないため今後の耕作が見込めない土地となっている。除外後は登記地目を現況に合わせるため、非農地証明申請を行う予定である。

場所については、立石集落に入る橋を渡り右側です。詳細につきましては写真をご覧ください。雑木で茂っています。

以上、非農地の基準に照らし合わせて、除外が妥当と思われま

整理番号1～9、13～15についてご審議をよろしくお願ひします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

5番  
宮上委員

現地を2回ほど見に行きました。30年ほど耕作はしてなく、雑木が生えており、耕作するには不可能ではないかと考えます。

8番  
上野委員

隣は作っているのか。

5番  
宮上委員

隣は作っています。

議長

他にありませんか。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第3号 農振農用地の除外について、申請番号1～9、13～15について**  
お諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願ひます。

挙手全員であります。よって本件は、除外について異議なしと回答することとします。

次に**議案第4号 その他の件について** です。

①の次回開催日についてです。

1月定例総会の開催日については

日 時:1月5日(金曜日) 午前10時00分から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

農業係(濱田)

大岐、農地売却についてご説明します。

今回、大岐の茶屋駄場の「畑の学校」として使っていた所と、国道から上の段の農地を売却します。今の元気プロジェクトのあるところと、ここを一括で平成18年に国から買って事業を行う予定だった土地です。実験農場として「畑の学校」として使用してきましたが、その目的も終わりましたので、今回、農地として売却することになりました。入札日は平成30年2月15日で、12月の広報にも載せています。入札希望者には入札要領の配布しています。

場所については次のページに航空写真でつけています。4筆ですが左右2つの物件として入札します。

1ページに戻ってもらい、地番・面積・予定価格を表示しています。この価格につきましては国から買った時の価格と同じです。

また写真で分かりますが、左右の土地の間に線が入っています。ここが空白地となっています。赤線だと国の管理なんです、ここは公図にも載っていません。買う方は必要であれば、ここを払い下げを受けるなりしなくてははいけません。

最後のページに今後のスケジュールを記載しています。

今回の入札の条件としまして「農地買受適格証明」が必要になります。

3条申請と同じで、農地として購入できる方の証明となります。

現地案内を12月20としています。通常は次月の申請の締め切りは20日ですが、今回は22日としています。

1月の農業委員会総会で「農地買受適格証明願ひ」の審議を行います。審議に通れば入札申し込みができます。それで2月15日が入札になります。落札された方は2月20日までに3条許可申請を出してもらい、3月定例会で審議します。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

以前、JAの集荷場を三崎に作るか、下ノ加江にするかとの話があった。ちょうど真ん中あたり作るのに、ここに市有地があるとの話を聞きました。

3番  
横山委員

前にそんな話があった。しかし今はその話はなくなった。

2番  
岡崎委員

高知県での広域合併の関係で今は施設を動かさない、買わないとの話になっている。しかし必要であるので、幡多地区としてどこがいいのか、話は進めている。清水云々ではない。

- 議長 従前だと合併したら農家にとってプラスにならなくてはいけないのに、だんだん不便になっている。集荷場が近くにあればいいが、キュウリなど今は黒潮町に持って行っている。何もかもが遠ざかっているようだ。
- 3番  
横山委員 もっと早くしていたら大岐にできていたかもしれない。JAも東と西でこじれたらいけないとの考えがあったのかもしれない。
- 2番  
岡崎委員 清水は金融とか、そういうさびわけがあった。変更するとなると組合員からの反発があった。7～8年前に組合員からの声で決めていたら大岐にできていたかもしれない。ガソリンスタンドは老朽化で今の所に移転して建てた。
- 議長 農地でこの広くて高い農地を農家を買うとなると大変と思う。将来、農地でなく他に利用したいお金持ちが買うという恐れもある。もうけだけを求められたら困る。ただし雇用の場を創るようなものであればいいとも思う。事務局は売ると言う報告ですが、農業者ではない人が買えばどうなるのか、私だけでなく他の委員さんも危惧しているのではないか。
- 6番  
山本委員 それと私も現地を見ましたが、左の土地については砂利が踏み固められている。農地にするのであればそこを買った人がなくてはならない。個人として買うのは難しい気がする。また、価格が高いため、野菜を植えてもなかなか元が取れない。  
それと、太陽光発電とかに利用しようとする人もいるかもしれない。
- 議長 広いので、分けて売ることは考えていないのか。
- 農業係(濱田) 売却については何年も前から話が出ています。この2物件でと考えています。ただ農業者からは広いので区切って買いたい人もいます。区切るのであれば測量して分筆しなくてはならない。はたしてその費用までかけて、国から買った値段に、まだ費用をかけてまで売ることの話も出てきます。  
また価格を下げて売るのであれば、議会の同意も必要になります。だから一旦は購入した時の条件で入札をしたい。それで不落であれば条件を変えるなりは必要になると思います。  
市が農地を持つということは特例なので、要をなさなくなれば売らなくてははいけない。そして、農地として管理する人に売りたいとの考えは変わりはありません。

3番  
横山委員

入札者がいるかどうか。

農業係(濱  
田)

左の土地は森林管理所の育苗関係事務所があったと聞いています。宅地のようにしていたのか、石垣がある。ただ、そこを含めて市は農地として買っているのです。今、木は切っていますが、現状を見てもらい農地として使う方を買ってもらうということです。現地説明会ではそのように説明をしないといけない。高いので入札者がいるかどうかは分かりませんが。

議長

よろしいでしょうか。  
これ以外で、他にありませんか。

6番  
山本委員

「アグミル」について、県の方から情報は来てないですか。利用して下さいとかの要請です。平成29年6月から動いています。

事務局

来てません。

6番  
山本委員

「アグミル」は何かと言うと、農業者が欲しい農業資材の条件を登録するだけで複数の販売業者から様々な提案を受けることができるサービスです。価格は勿論、納期やアフターサービスなど気になるポイントも交渉出来るので自分に合った満足度の高い取引を実現できます。

農業者一人一人の所得向上を願い作りました。国と各専門分野の代表、全農や全中の代表、私も女性農業者の代表として意見を出させていただきました。

事務局(上  
田)

本市にその情報が来てないと言うことはおかしいし、県は知っていますか。

6番  
山本委員

今度、会があるので確認してみます。

事務局(上  
田)

11月に中四国女性農業委員研修に、山口県へ山本委員さんと事務局長が行ってましたが、その報告をお願いします。

6番  
山本委員

女性農業委員の取り組みを聞きました。

山口の方の話では耕作放棄地解消のためにエゴマを植えている。イノシシが嫌いで被害にはあわないとのこと。また牧草も植えている。そこへ牛を放している。

徳島の方の話では、男性農業者が独身が多いので、名古屋の婚活の会

社（？）「男塾」とかいう所に研修に行かせて、女性との接し方などの学んでいるとのことでした。

事務局(中山)

「もち米プロジェクト」のその後についてです。中山委員さんを中心に、他の委員さんの協力もあり田植えから収穫までできました。販売できるもち米が180キロできました。下川口保育園落成に2俵他、63,000円の売り上げがありました。これを豪雨被災地の朝倉市の方に義捐金として送りたいと思います。

ありがとうございました。

議長

義捐金として63,000円も送れるということは、すばらしい取り組みだったと思います。ありがとうございました。

他に、その他の件で何かございませんか。

・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。